努めること。

(2) 港湾区域占用料等の未収金(平成14年度末現在2,309,053円)について、引き続きその解消に努めること。

報

〇 指導事項

なお、監査時において、収入調定時期の遅れ、収入証紙消印記録簿の記載不備、業務 委託における検査員の任命、長期間使用されていない物品の処分等に関し、是正又は改 善を要する事項として指導を行った。

熊本県監査委員公告第 17 号

平成 15 年 6 月 16 日から平成 15 年 8 月 19 日までの間に実施した監査の結果に基づく改善措置を、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 12 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 15 年 12 月 19 日

松 彦 熊本県監査委員 本 和 山 本 豊 孝 同 剛 重 同 倉 早 同][[英 明

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
総務部税務課	平成 15 年 7 月 17 日及び 8 月 7 日	平成 15 年 10 月 1 日

(報告公表事項)

県税の未収金(平成14年度末現在 6,719,512,215円)について、引き続きその解消に努めること。

(改善措置)

平成15年度県税確保強化対策実施要領を策定し滞納整理の強化対策等に取り組んでいる。特に、滞納額の約3割を占める個人県民税の圧縮を図るため「県税及び市町村税の税収向上対策に係る職員派遣 実施要綱」を策定し市町村へ県職員の派遣を実施した。

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
健康福祉部生活保護・援護課	平成 15 年 7 月 16 日及び 7 月 31 日	平成 15 年 10 月 1 日

(報告公表事項)

生活保護費返還徴収金等の未収金(平成 14 年度末現在 11,277,424 円) について、引き続きその解消 に努めること。

(改善措置)

生活保護費返還徴収金等の未収金については、年度当初に各出先機関に対してヒアリングを実施し、 各債権に対しての徴収目標を策定した。その徴収状況について四半期毎に実績報告を提出させて、徴収 月間設定による回収強化など未収金解消を指導している。今後も更に福祉事務所と連携を密にしながら、 未収金解消に努めていく。

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
健康福祉部地域医療推進課	平成 15 年 6 月 25 日及び 7 月 10 日	平成 15 年 10 月 1 日

(報告公表事項)

看護師等修学資金貸付金回収金の未収金(平成14年度末現在 2,640,000円)について、引き続きその解消に努めること。

(改善措置)

看護師等修学資金貸付金回収金の未収金については、債務者本人に対する自宅及び職場訪問、文書及び電話による催告に加え、連帯保証人への自宅訪問、文書及び電話による催告を行うとともに、看護師等養成所に対しても、修学生及び返還者への指導を依頼し、新たな未収金の発生の防止を図っている。

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
健康福祉部精神保健福祉課	平成15年7月7日及び7月25日	平成 15 年 10 月 1 日

(報告公表事項)

精神障害者措置入院費負担金等の未収金(平成14年度末現在 1,906,283円)について、引き続きその解消に努めること。